

資産等報告書に関する 審査報告書

(令和5年8月22日付け審査依頼)

令和5年10月20日

国分寺市政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

国分寺市政治倫理条例（平成13年条例第52号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により，市議会議員（以下「議員」という。）8名は，資産等報告書を議長に提出した。

国分寺市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は，議員の資産等報告書を8月22日に市長から受け取り，審査を求められた。

2 審査の経過

令和5年8月31日及び10月20日に審査会を開催した。審査の概要は，次のとおりである。

8月31日（木） 資産等報告書の審査

10月20日（金） 審査報告書の検討及び作成

3 審査の内容及び結果

審査会は，公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与するため，市長，副市長及び教育長並びに議員が職務を遂行する上での公正性及び高潔性を実証するという条例の趣旨を十分に踏まえ，条例，国分寺市議会議員の政治倫理に関する規程（平成14年議会訓令第2号）の規定及び審査会で諮った審査方法により，公正を旨として議員の資産等報告書の審査を行った。

その結果は，以下のとおりである。

(1) 資産等報告書中「(1) 資産等」に関する部分

不明確な記載は認められなかった。

4 審査会委員

職名	氏名	職業
会長	清水裕二	弁護士
副会長	國松偉公子	司法書士・行政書士
委員	福川裕徳	大学教授
委員	相澤愛	弁護士
委員	藤本悟史	税理士